

仕様書

[平成31年度和歌山県立文書館くん蒸業務]

1 業務概要

- ・和歌山県立文書館（以下「文書館」という。）の館内を対象として殺虫を目的としたくん蒸作業を行う。
- ・くん蒸作業は平成31年6月24日（月）に実施する。ただし、文書館の事情により、受託者と相談の上で実施日を変更する場合がある。
- ・くん蒸作業終了後、第三者に薬剤付着量を検査させる。

2 委託期間

- ・契約締結日から平成31年9月30日までとする。

3 くん蒸の対象場所

- ・くん蒸は、次の場所で行う。

＜文書館の所在地＞

〒641-0051 和歌山市西高松一丁目7-38 きのくに志学館

＜くん蒸の実施場所＞（合計約3,056 m³）

- | | | |
|--------------------|-----------------------|-------------|
| (1) 1階 整理室1 | 約 281 m ³ | |
| (2) 2階 収蔵庫2 | 約 1275 m ³ | 煙・火災報知器12カ所 |
| (3) 整理室2（撮影室含む。） | 約 527 m ³ | |
| (4) 閲覧室 | 約 439 m ³ | |
| (5) 特別閲覧室 | 約 90 m ³ | |
| (6) 地階 県立図書館貴重書庫下段 | 約 444 m ³ | 煙・火災報知器2カ所 |
- ・くん蒸を行う場所は、上記の体積を基準として、文書館内の他の場所に変更することがある。

4 使用薬剤と薬量

- ・館内くん蒸に使用する薬剤は、ピレスロイド系殺虫剤シフェノトリンを液化炭酸ガスに溶解した殺虫剤（商品名ブンガノン）とする。
- ・基準投薬量は1 m³あたり5gとする。

5 くん蒸時間

- ・くん蒸時間は、投薬完了時から起算して4時間以上とする。

6 作業責任者の資格と工程表の提出等

- ・受託者は、館内くん蒸業務を作業主任者を含む2人以上で行う。
- ・受託者は、本仕様書に基づいて作業の手順や時間等を明記した工程表を作成し、文書館宛てすみやかに提出する。

7 くん蒸の作業手順

＊文書館が所蔵する資料等は、さまざまな要因により強度が低下しているものが多い。受託者は、くん蒸作業に係る全ての過程において、資料に破損・汚損等が生じないように慎重に実施しなければならない。

(1) くん蒸の準備

- ・くん蒸実施に先立って、受託者は次の作業を確実に行わなければならない。
 - くん蒸にかかわる館内設備・備品等の点検及び保護措置等
 - 薬剤の漏出を防止するための目張り等（特に、県立図書館貴重書庫下段については、上段への階段部分を目張りする必要があるので留意する。）
 - くん蒸場所の立入禁止の明示
 - くん蒸場所の煙・火災報知器の撤去（投薬直前）
- ・7(5)「安全確認」の基準とするため、受託者は投薬開始直前に各くん蒸場所のCO₂濃度を測定・記録する。
- ・8「くん蒸効果の確認」の規定にしたがって、受託者は各くん蒸場所内に試供虫を入れたテストサンプル及びろ紙を配置する。

(2) 投薬及びくん蒸

- ・受託者は、薬剤容器のバルブを開き、噴射時間をはかりながら投薬作業を実施する。
- ・薬剤の噴射量は1分当たり400gとする。
- ・投薬完了後、受託者は各くん蒸場所を密閉し、5「くん蒸時間」の規定にしたがってくん蒸する。

(3) ガス濃度の測定

- ・くん蒸中、受託者は、各くん蒸場所におけるガス濃度の経時変化を測定し、記録する。

(4) 開放作業

- ・くん蒸終了後、受託者は、ガス排気装置を使用して大気稀釈方式によりガス開放作業を行う。なお、ガス排気装置は、受託者が持参する。

(5) 安全確認

- ・受託者は、ガス開放後のCO₂濃度が事前の測定値と一致してから文書館担当者に連絡し、その確認を受けた上で開放作業を終了する。

(6) 復元作業

- ・ガス開放作業の終了後、受託者は文書館設備等への保護措置や目張り等を除去し、くん蒸以前の状態に復元する。
- ・受託者は、各くん蒸場所の煙・火災報知器等を復元し、作動を確認する。

8 くん蒸効果の確認

(1) テストサンプル等の配置等

- ・くん蒸の効果を確認するため、受託者は、投薬に先立って各くん蒸場所に試供虫を入れたテストサンプル及びろ紙を次のとおり配置する。（合計13カ所）

ア、整理室 1	2 カ所（奥・出入口付近）
イ、収蔵庫 2	3 カ所（奥・中央・出入口付近）
ウ、整理室 2	3 カ所（奥・中央・出入口付近）
エ、閲覧室	2 カ所（奥・中央）
オ、特別閲覧室	1 カ所（中央）
カ、県立図書館貴重書庫下段	2 カ所（奥・出入口付近）

- ・くん蒸効果の確認は、全てのテストサンプル及びろ紙について実施する。

(2) 殺虫効果の確認

- ・殺虫効果の確認は、ガス開放後にテストサンプルの試供虫の生死をもって行う。
- ・苦悶虫が発見された場合は死虫とみなす。

(3) 薬剤付着量の確認

- ・薬剤の付着量は、ガス開放後にろ紙を取り出し、第三者に依頼して付着量を検査する。
- ・付着量は 5 mg/m²以上を合格とする。

9 安全の確保

- ・受託者は、くん蒸作業中、常に安全確保につとめ、第三者や館内外の施設等に影響を与えないよう万全の措置を講じなければならない。
- ・受託者は、文書館担当者と協議の上、安全に十分に配慮しながらくん蒸を実施する。
- ・受託者は、くん蒸中はつねに現場付近に待機し、不測の事態が生じた場合は、文書館担当者の指示にしたがい、適切な処置を迅速に行うこと。
- ・万一ガス漏れが発生した場合は、直ちに全ての作業を中止し、ガスの排出作業を行わなければならない。これにともなって薬剤の追加投薬を行った場合又は消毒作業を再度実施した場合については、必要な経費を全て受託者が負担するものとする。

10 報 告

- ・受託者は、くん蒸作業終了後、委託業務実績報告書を作成し、報告する。
- ・委託業務実績報告書にはくん蒸実施明細書及び薬剤付着量検査結果を添付する。これら添付書類を含めた委託業務実績報告書の提出をもって、本業務の完了とみなす。
- ・委託業務実績報告書には、次の事項を記載する。

業務の名称と年度
 委託金額
 受託期間
 契約締結年月日
 作業実施日
 完了年月日
 添付書類

- ・くん蒸実施明細書には、次の各項目について記入する。

実施日時

作業場所

使用薬剤

作業手順

使用器具等

炭酸ガス濃度の経時変化

各テストサンプルの配置（概略）と試供虫の生死

所見・備考等

作業写真

- ・薬剤付着量については、第三者に検査させる。

11 点 検

- ・くん蒸にともなう設備・器材の点検は受託者が行い、その経費はくん蒸に要する経費に含まれるものとする。

12 その他

- ・この仕様書に明記していない事項については、必要に応じ文書館担当者と受託者が協議の上で実施することとする。